

令和元年度第3回生野区区政会議まちの未来部会

1 開催日時

令和2年1月9日（木） 19時00分～21時02分

2 開催場所

生野区役所5階502・503会議室

3 出席者

（区政会議委員）8名

宮崎委員、山本委員、服部委員、樋崎委員、石崎委員、森口委員、伊藤（千）委員、田中委員

（オブザーバー）1名

塚本委員

（生野区役所）10名

山口生野区長、櫻井副区長、橋本企画総務課長、清水区政推進担当課長、中村地域まちづくり課長、杉本まちづくり推進担当課長、山口保健福祉課長、山戸地域福祉推進担当課長兼政策推進担当課長、中野経済戦略局観光部観光課長、植原健康局大阪市保健所環境衛生監視課旅館業担当課長

4 委員に意見を求めた事項

（1）令和2年度生野区の取組みについて

資料1 令和2年度の生野区の取組み（素案）：まちの未来部会用抜粋分

参考資料1 令和2年度生野区運営方針（素案）：まちの未来部会用抜粋分

参考資料 民泊について

（2）その他

参考資料2 これまでに部会でいただいたご意見一覧

5 会議内容

○橋本企画総務課長

皆様、本日はお忙しい時間帯にもかかわらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻がまいりましたので、令和元年度第3回生野区区政会議まちの未来部会を始めさせていただきます。私、事務局の生野区役所企画総務課長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。以降着座にて進めさせていただきます。

会議に入ります前に、本日の出席状況等についてご報告をいたします。本日の会議は、委員定数9名に対し、7名のご出席があり、定数の2分の1以上の出席にて有効に成立をしております。

また、本日の傍聴者は0名となっております。

また、他の部会からオブザーバーといたしまして、くらしの安全・安心部会から1名、塚本委員が参加をさせていただいております。オブザーバーの方につきましては、部会長から求めがあった場合にのみご発言いただけることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

区政会議に関する本市の規則によりまして、出席をいただきました方のお名前、発言内容等が公開をされます。事務局におきまして、会議録を作成し、後日、区役所のホームページ等で公開をさせていただきますので、録音や撮影について、ご了承のほどよろしく願いをいたします。

それでは、ここで前回の会議で所用でご欠席をされておりました伊藤（千）副部会長から一言ご挨拶をお願いできたらと思います。

○伊藤（千）副部会長

こんばんは。すみません、ちょっとマスクのまま申しわけないんですが、伊藤と申します。前は、ちょっと都合により出席できず、申しわけなかったです。

前期もこちらのまちの未来部会に参加させていただいております、引き続きこちらの部会でお世話になることになりました。公募委員としてこちらに参加させていただいています。桃谷のほうで建築の設計の仕事などをしながらまちのことをいろいろ興味を持って参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○橋本企画総務課長

ありがとうございます。それでは次に、本日の区政会議の趣旨と配付資料についてご説明をさせていただきます。

会議の趣旨につきましては、まちの未来部会では主に生野区の来年度のまちの未来づくりと魅力発信、住民自治の取組みについて委員の皆様、関係者の皆様にご意見やご議論をいただきたいと考えております。

本日の会議でいただきましたご意見は、後日資料に整理をいたしまして、全体会議の場で部会から報告をさせていただき、全ての委員の皆様に共有をさせていただきます。

続きまして、本日の資料についてご説明を申し上げます。まず、当日用とある令和元年度第3回生野区区政会議まちの未来部会の次第をご覧ください。本日の会議資料を記載しております。会議資料がおそろいでない場合は、お手を上げていただければ、事務局からお持ちをいたします。

まず、資料1といたしまして、令和2年度生野区の取組み(素案)まちの未来部会抜粋分というA4横のパワーポイント資料がございます。こちらは事前に送付させていただいている資料の修正分として本日配付をさせていただいております。

次に、資料1の参考資料1としてA4縦の資料で11月5日から公表されております。令和2年度生野区運営方針(素案)のうち、まちの未来部会の抜粋分を本日配付させていただいております。

次に、参考資料2といたしまして、これまでの区政会議のまちの未来部会でいただいたご意見の一覧を配付させていただいております。

最後に、資料番号はございませんが、民泊に関する資料2種類を配付させていただいております。この資料は、昨年12月20日に開催いたしました第2回区政会議全体会の場におきまして、民泊に関するご意見をいただいておりますので、後ほどこれらの資料を使いまして、民泊の現在の状況等について関係局からご説明をさせていただきますとさせていただきます。

事務局からの報告は以上でございます。それでは、これからの議事進行については、服部部会長によりしくお願いいたします。

○服部部会長

部会長の服部です。よろしくお願いいたします。皆さん、明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年度第3回まちの未来部会を開催いたします。

区政会議は、地域でまちづくり活動を実際に進めていく私たちが区役所と一緒に意見を出せる場となっております。部会に出された意見は全体会議において報告し、共有することとなります。その中でこの部会は生野区のまちの魅力や地域活性化等について有効で活発な議論が行えるように意見交換を進めていきますので、皆様、よろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、山口区長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山口区長

皆さん、こんばんは。そして、明けましておめでとうございます。本日は寒い中、またお忙しい中、夜遅くにお集まりいただき、まことにありがとうございます。ちょっと全体会を先にやり、そして今回は部会ということで、次年度の事業について、いろいろとご意見をいただけたらなというふうに思っています。

私も区長3年目となり、それももうすぐ終わりの時期に来ておりますが、3年近く前、やっぱり生野区の課題というのは、広報紙が例えば情報が読みにくいであるとか、なかなかまちの魅力はあるんだけど、発見できていない、それが発信できていない。いろんな施策が繋がっていないといったような課題もありましたし、区民アンケートで区民の自身自身があまりまちに魅力を感じていないというところのネガティブ回答のほうが多かったりであるとか、いろんな課題がありました。こういった区政会議の部会でありましたり、いろんな場でご意見をもらいながら、改善、トライアンドエラーなんかを繰り返しながら少しずついろんな形で官民連携のシティプロモーションの動きであったり、まちでイベントが起こったり、それぞれの地域がいろんなイベントをやっていたり、またつながりをつくっていただいたりして進んできたかなと思っております。

また次年度に向けて皆様方、地域、それぞれいろんな立場でかかわっている、そして気がついていないこと、また私たち行政の目が届いていないところ、いろいろと教えていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○服部部会長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思っておりますが、会議の円滑な運営を図るために、ここからは学識の委員であります近畿大学の田中委員に会議の

進行等をお願いしたいと思います。田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員

それでは、部会長からご指名をいただきました田中でございます。どうぞよろしくお願ひします。これから会議の進行をさせていただきますのでどうぞ皆様、よろしくお願ひします。

それでは、議事の1というところでお手元の議事次第に沿いまして、議事1令和2年度生野区の取組みについてということで、区役所のほうからご説明をお願いいたします。

○中村地域まちづくり課長

生野区役所の地域まちづくり課長の中村です。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。私のほうから、こちらの資料にもございます1と3という大きな項目がありますが、それを連続して説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料1のほうの6枚目のスライド、6ページ目ですね。それをご覧ください。1-1としまして、ものづくりの伝統を守り、受け継がれるための支援ということで、ここにございますように少子高齢化ですとか、若者のものづくり離れ、そのほか担い手不足ですとか、技術の継承といったような困難な状況があるということから、今年度もこの後継者育成という形で将来の若者とか、そういった方、特に今小学生を対象としてイベントや見学会等を開催して、ものづくりに興味を持ってもらうということを行っております。

それで、来年度もここにございますように、次世代育成を目的としたイベントですとか、企業への見学会、それからものづくり百景という、生野区の特徴ある企業さんを紹介するものということをやってきていきますが、この百景につきましては、今まで百と言いながら百なかったんですけれども、今年度で百に達するというところで、一応一定これで一区切りということで、これからこれをどのように使っていくか、今でもPRしてはいますが、こちらをもっと効果的に活用して生野区のものづくり、それからものづくりの魅力を知ってもらうための取組みを考えていきたいなと思っております。

7ページのところには、その百景の表紙ですとか、あとはこのものづくりの教室のイメージですとか、こういったもの、これを載せておりますので、またご覧ください。

それから続きまして、8ページ目をご覧ください。こちらは1-2としまして、空き家の利活用による新たな魅力づくりということで、この部会でも何度も出ました空き家の増加というものがコミュニティの衰退やまちの魅力の低下などの地域の課題になっております。ある意味、長屋というのが最近ファンも増えてきて、人気があるんですけれども、こういったものはなかなか不動産市場に出てこないということで、地域と連携してこういうまちづくりの一環としての空き家を活用した地域活性化に取り組むということを考えております。

これまで空き家セミナーでその空き家の活用事例ですとか、それから相続などの権利関係、そういったものを知ってもらうような内容で行ったり、それから30年度

から皆さんもご存じかと思いますが、区の広報紙に空き家の活用事例、リノベーション、空き家リノベというもので広報紙でどういった空き家の活用があるかというのを紹介させていただいているということでございます。行政だけではなく、地域住民が主体となって空き家活用に取り組んでいくということを支援していくと考えております。

ここの数字が上がっておりますけれども、こちらは5年ごとに行っております住宅土地統計調査というものがございまして、これは一定の数の抽出の調査になっておりますが、抽出ですので年度によっていろいろとかわりがあるんですけれども、ご覧のとおりやはりこの長屋の数ですとか、それからその他の住宅というのは、流通にのってこないものです、こういったもの、やはり生野区が一番24区中高いなというふうな状況がございます。

それから、民間の取組みとして、空き家活用プロジェクトということで、空き家カフェというのを毎月地域の方で19日に開催していただいているんですけれども、こちらのほうには、元空き家のオーナーさんとか参加いただいて物件の提供みたいなものをしていただけたということで、そのための取組み、空き家の情報、空き家を活用してもいいよという情報をどのようにとっていくかということは今いろいろと検討しているところですので、またどういうふうにしていくかというのが固まりましたらご紹介していきたいなと思っております。

それから、オーナー発掘のために地域をしぼった空き家調査等も行って、そのオーナーさんにアンケートをとって活用の意思とかも確認していきたいなということもやっております。

この次のページですね、空き家カフェ、お手元資料もあるかと思いますが、チラシもあると思いますけども、今度の19日ですね、来週の日曜ですけども、空き家カフェ、こちら地域の木村工務店さんという小路のほうの会社のところで、ここが空き家カフェを定期的に行っている場所なんですけれども、そこで行政と一緒に協賛、協働のセミナーをやりますので、またご興味のある方はぜひ参加いただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

それからちょっとページが飛びます、15ページをご覧ください。15ページのスライドですね、あくまでちょっと復習的なものになりますけども、地域活動協議会とはということで、生野区ではまちづくり協議会、まち協という言い方をされていて、それで親しまれていると思っておりますけれども、まち協というのは一体どういうものかということで、おおむね小学校区を範囲として、地域の団体さんですかね、ここにありますような企業さんとか、地域のまちづくりにかかわるいろんな団体さんが集まって話し合っただけ協力しながらさまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みというふうになっております。

ここに上がっていますような活動ですね、それから会計の透明性ですとか、開かれた組織運営とか、防災・防犯、さまざまな活動をしていただくというのが要件になっております。実際に、これですと地域の皆さんに活動いただいているということで、ありがたく思っております。

その次のスライド、16ですけども、この地域活動協議会、行政がどういった支

援をしているかといいますと、ここにもございますように、協議会に対して財政的支援を行っている、予算額はここにあるような3,760万3,000円と、補助率はここにあすような活動費は75%、運営費は上限ありますけど100%の補助というふうになっております。

そういった次の17のスライドには、こういった活動をしているのかの事例ですね、こういったもの、各種の事業ですとか、会議の風景とか、そういったものを行っています。まち協ができてからもう7年経って、これからは行政、それから次ご説明します中間支援組織ということに取り組んで自ら、皆さんのお力で運営していただくというのが今の状況でございます。

それから、次の18のところには自律運営の促進、3-2ということで、地域まちづくり協議会、自律に向けてといつもお願いしておりますけれども、補助金だけではなくて、新たなコミュニティ支援事業ということで支援をしていきます。いわゆるまちセンというところで支援しておりますけれども、その中で民間事業者を生かして事務局機能の充実ですとか、担い手確保とか、そういったことに取り組みを進めていくということになっております。

次の19のスライドには、具体的な取組みはどういったものかと、ネットワークづくりの支援ですとか、それから主体の発掘、担い手の育成に向けた支援ですとか、地域活性化に向けた取組みへの支援といったことで、業績目標としては、ここに上げていますような支援に満足しているという方々の割合が78%以上というふうなことを上げて取組んでまいりたいと考えております。

私のほうからの説明は以上です。次にちょっとかわります。

○清水区政推進担当課長

皆さん、こんばんは。区政推進担当課長の清水でございます。私のほうからは、10ページから14ページまでについてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず10ページ、2-1、生野の魅力の発掘・浸透についてでございます。生野区が子育て世代に選ばれ、若者が活躍でき、そして区民が誇りに思えるまちであると、区の内外を問わず感じていただくために生野区の知名度や好感度を高める必要があります。

そのために生野区の持つ多様な地域資源を発掘したり、魅力あるものにそれを高めていくとともに、区民のまちに対する愛着や誇りが高まるような取組みを戦略的なプロモーションによって進めていく必要があると考えております。区民のニーズや各施設の魅力を整理し、さまざまなPRを展開できる体制を構築した上で、子育て層や若年層など対象とする方に合わせ、さまざまな取組み、情報発信をしてまいりたいと考えております。

11ページでございます。ここには具体的な取組みを書かせていただいておりますが、広報紙におきましても、ここにありますような多言語翻訳版アプリ配信を行っていくことであるとか、今、大変好評であります毎月の連載記事、それに加えて、また公式ホームページや公式ブログなどの各種広報ツールを効果的に用いることで伝わる広報に向けて努めてまいりたいと考えております。

区の外に向けては、プレスリリースやメディアに対する情報提供を積極的に行いまして、施策や地域活動を生野の魅力として発信するとともに、区の内外を問わず、生野の人や物、場所が大好きな生野ファンを増やしていきたいと考えております。

続きまして、12ページでございます。戦略的にシティプロモーションを官民一体で進めるために、さまざまな企業、団体、個人の皆さんの参加によるシティプロモーションオープン会議を2018年の3月から開催してまいりました。

今年度は、夏にこのオープン会議に参加されていた皆さんによりまず一般社団法人いくのもりが生まれました。生野区役所といくのもりは、情報発信に関する事業の協定を締結しました。生野区のまち情報サイトいくのぐらし.comにおいては、区役所のイベント情報を掲載するなど、生野区の魅力を連携して発信することに今後も努めてまいります。今後さらに官民連携によりまず取組みを推進していきたいと考えております。

続きまして、13ページです。このような取組みを進めてきた中で、昨年度区民アンケートの結果、生野区を魅力あるまちだと感じている区民の数が過半数に達したところでございます。今後もより多くの方に生野の魅力情報が届きますよう、また住んでいる方が感じておられる生野の魅力、子育て層が移り住みたいと思われる情報、若者が遊びに来たくなるような情報の発信を継続して行ってまいりたいと思っております。

最後に14ページです。こちらにいくの日の旗の図柄がありますけれども、これは区民の皆さんによりまず毎月19日をいくの日と定めて、さまざまな場所でさまざまな取組みをその日に行っていただいております。

区民のまちに対する愛着や誇りといった我がまち意識情報のため、生野区のまちづくりに区民自らが積極的に参加していただいていることをより広くの区民の方に知ってもらえるよう、行政情報に限定せず、地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体の取組み、区民の方のまちでの活動を、その実例を今後も丁寧に紹介してまいりたいと考えております。私からのご説明は以上でございます。

○橋本企画総務課長

続きまして、民泊の制度や本市の現在の状況につきまして、担当しております経済戦略局及び大阪市の保健所から担当の職員が参っておりますので、ご説明をさせていただきます。本部会での議論の参考としていただければと思います。それでは、経済戦略局より、よろしくお願いたします。

○中野経済戦略局観光部観光課長

経済戦略局観光課長の中野でございます。日頃は大阪市の観光施策の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、大阪市の民泊制度につきましてご説明をさせていただきます。資料のほう、民泊とはと書いてある資料をご覧ください。座らせていただきます。

まず、お手元の資料の1枚目をご覧ください。民泊とは、法令上の明確な定義はないんですけれども、戸建て住宅やマンションなどの共同住宅の全部または一部を活用して旅行者、これは外国人に限らず日本人も含めてということでございますが、宿泊サービスを提供することを一般的に民泊と呼んでおります。

日本でこの民泊を行う場合は、以下の3つの制度がありまして、旅館業法、これは許可が必要、国家戦略特区法、いわゆるこれが特区民泊というものです、これは認定制度、住宅宿泊事業法、いわゆる新法民泊、これは届出ということになっておりまして、それぞれから選択することとなっております。この3つの制度の違いにつきましましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、この間、新たにできました制度でありますこの②の国家戦略特区、特区民泊ですね、及び③の新法民泊、この制度ができた背景なんでございますが、まず右の折れ線グラフをご覧ください。上のグラフが外国人旅行者数の推移となっており、下のグラフが宿泊施設の客室の稼働率となっております。

大阪ベースで見させていただきますと、外国人旅行者の数は、平成26年の376万人から、平成30年には1,142万人となっております、約3倍とかなりのスピードで増加をしてきております。当然それに伴いまして下のグラフであります、宿泊施設の客室稼働率も大阪ではかなり上がってきております。

私どもといたしましては、大阪がにぎわいを増すような多くの方々が訪れていただける施策を推進させていただいております立場からは、非常にありがたく喜ばしいことではございますが、さまざまな課題も出てきております。

中段左に背景・課題と記載をさせていただいておりますが、その課題の1つには、宿泊施設の不足、また旅行者の多様な宿泊ニーズへの対応、これは当然宿泊料金の関係もあります、地域の文化ですとか、歴史に触れたいといったニーズも高まってきておりました。それとあわせまして、これは重要な点なんですけれども、営業に必要な許可を受けていない、いわゆる違法民泊の施設がかなり増えてまいりました。このような課題を解決すべく、大阪市として適法な民泊に誘導するためにこういう制度を開始することにいたしております。

その効果といたしましては、旅行者のニーズに対応した宿泊施設の提供、また地域での消費を促し、まちの活性化、特に無許可で営業する民泊施設を排除して適法民泊に誘導するといった効果がございます。ただ、制度ができて実際に民泊が動き出している昨今、地域の方々から民泊事業者、あるいは宿泊している外国人観光客のマナーに関する苦情ですとか要望をいただいております、この課題につきましても認識をしております、現在対策を講じるべく条例改正に向けて検討を進めているところでございます。

次に、2枚目の民泊制度の比較をご覧ください。ここでは一般的な主な制度の違いを列記させていただいております。抜粋して説明させていただきますと、まず許認可ですが、先ほども申し上げましたとおり、旅館業法は許可制度、特区民泊は認定制度、新法民泊につきましましては、届出制度となっております。

ざっくりになりますけれども、行政の関与が強い順に、許可、認定、届出と言えらると思います。住居専用地域での営業でございますが、旅館業法は不可、特区民泊は可能となっておりますけれども、この※の1、下段にありますように、大阪市では旅館業法の建築が可能な用途地域を実施地域といたしておりますので、住居専用地域での営業はここは不可ということになっております。新法民泊は条例により制限されている場所はございますが、可能ということになっております。

営業日数の制限でございますが、旅館業法に制限はございません。特区につきましては、2泊3日以上滞る条件はありますが、年間の上限は設けておりません。新法につきましては、年間180日以内の制限がございまして、条例で実施期間の制限が可能ということになっております。

次に、玄関帳場、いわゆるフロントですね、フロントの設置義務でございますが、旅館業法につきましては、法律では設置義務はございませんが、大阪市の場合※2にありますように宿泊施設の近く、近接した場所に管理事務所を設けるなどの代替措置を講じる必要がございます。特区民泊、新法民泊につきましては設置の義務はございません。

近隣住民とのトラブル防止措置でございますが、旅館業法につきましては法律では不要となっておりますが、大阪市では、こちら※3にありますように、条例におきまして近隣住民への適切な説明や苦情及び問い合わせに適切に対応することを規定しております。特区民泊につきましては、法令によりまして近隣住民への適切な説明や苦情、問い合わせに適切に対応するための体制及び周知方法、その連絡先の確保を規定しております。一方、新法民泊につきましては法律では苦情対応の義務はありますが、近隣住民への説明義務はありませんので、※4にありますように、大阪市では条例におきまして、近隣住民に対する適切な説明を求めています。

次のページをご覧ください。続きましては、大阪市におきます特区民泊と新法民泊との比較についてご説明をさせていただきます。それぞれの経過でございますが、まず特区民泊でございますが、平成26年4月に国で国家戦略特別区域法が施行されて、それを受けまして、本市では平成28年1月に条例案が可決され、その年の10月から認定事務を開始しております。ただ、当初は最低滞在日数が6泊7日以上ということでスタートいたしました。国のほうで滞在要件を2泊3日以上に緩和するという政令改訂が同じ年の10月に閣議決定されましたので、本市につきましても12月に条例を改正いたしまして、翌平成29年1月から受付を開始しております。

一方、新法民泊につきましては、平成29年6月に国で住宅宿泊事業法が成立をいたしまして、本市では、翌平成30年3月に条例案が可決されて、6月から事業を開始しております。

区域・期間の制限につきましては、特区民泊につきましては、旅館業の建築が可能な用途地域を実施可能地域として区域計画で規定しておりますので、工業専用地域、工業地域、住専地域などでの実施を不可ということにしております。新法民泊につきましては、一般的には住居専用地域での実施も可能ですが、本市では条例によりまして記載のような区域や期間の制限をかけております。なお、括弧書きの例外規定のことなんですけれども、これは事業者が同居をしている場合、同居の場合を想定したものとなっております。

宿泊日数は、特区は2泊3日以上、新法は1日単位での宿泊が可能となっております。

営業日数につきましては、特区は制限はございませんが、新法は年間180日以内の制限となっております。

施設数でございますが、ご覧のとおり制度開始後、両件とも増加しております。

現在特区では1万1,000室を超えていまして、新法でも3,000件を超える届出ということになっております。

次のページをご覧ください。引き続きまして、特区民泊と新法民泊との比較になりますが、許認可につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、特区が認定に対しまして、新法は届出制ということになっております。

事業者の責務といたしましては、まず、周辺住民への事前説明につきまして特区民泊では申請前に周辺住民に対し民泊事業に使用されるものであることについて、適切に説明しなければならないというふうになっております。新法民泊につきましても、法令による規定はないんですが、条例におきまして特区民泊と同様に届出前に周辺地域におけます住民及び施設に対して民泊事業を営むことを適切に説明しなければならないとなっております。

また、苦情への対応といたしましては、両件とも周辺住民からの苦情に対しましては、適切に対応しなければならないとなっております。

指導監督及び罰則につきましては、特区では罰則規定はございませんが、先ほどの周辺住民からの苦情に適切かつ迅速に対応しないことなどから、施設の滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至った場合などの認定の取り消しの要件を設けております。一方、新法では罰金や懲役の罰則規定があり、業務改善命令や業務停止、廃止命令の規定がございます。

最後になりますけれども、分譲マンション等での民泊の実施につきまして、マンション管理規約などにおいて、民泊を営むことを禁止している場合は、この事業は実施できないということになっておりますし、またその定めがない場合は、管理組合等に民泊を営むことを禁止する意思がないことが確認できる書類の提出、こちらが必要となっておりますので、ご参考までにお伝えをさせていただきます。

制度についての説明は、以上になります。

○植原健康局大阪市保健所環境衛生監視課旅館業担当課長

大阪市保健所環境衛生監視課で旅館業担当課長をしております植原と申します。平素は、本市環境衛生業務の推進にご協力とご理解を賜りましてありがとうございます。

当課のほうでは旅館業の許認可及び民泊の認可、届出の受付対応を実施しております。今中野課長から民泊制度についての説明がありましたので、保健所からは民泊の施設数と民泊の現状について説明させていただきます。着席させていただきます。

資料のほうなんですけれども、縦長の分で民泊施設数と標題に書いてある分からになります。保健所環境衛生監視課旅館業担当については、旅館、ホテルの許認可、それとあといわゆる特区民泊、国家戦略特別区域法の認定業務、平成28年10月31日から行っております。そして新法民泊、住宅宿泊事業法がこちらの届出の受付業務につきましては、平成30年の6月15日から行っております。本日は、この中では特に特区民泊と新法民泊についてお話をさせていただこうかと思っております。

まず、資料の1ページ目をご覧ください。区ごとで施設数、居室数等を記載させてもらっており

ます。左側の2つ、一番上に特区民泊と書いている部分についてまず説明させていただきます。一番左側、区名がありまして、その横に施設数になるんですけども、現在大阪市内では3,334施設あります。一番施設の多い区につきましては、西成区の671施設、その次2番目としましては中央区の604施設、3番目が浪速区の574施設、そして4番目としまして生野区の228施設になります。

しかしながら、居室数、部屋の数で見ますと、表の真ん中を見ていただきたいんですけども、居室数というところになるんですけども、居室数でいきますと、一番多いのは中央区の2,689居室、それから2番目が浪速区の2,038居室、そして3番目が西成区の1,644居室となります。生野区につきましては、市内では6番目に多く402居室で認定のほうがございます。中央区、浪速区につきましては、居室が2,000居室を超えております。これは1施設に対する居室数の割合が多いため、最近ではマンション1棟丸々民泊施設というものが結構出てきております。多いときには1棟で50居室、部屋数として50居室を超えるものもあります。

続きまして、新法民泊の施設数についてなんですけれども、表の一番右端の欄にあるんですけども、一番多いのが浪速区の712、そして2番目につきましては、中央区の664、3番目が西成区の249になりまして、生野区内では14番目になると思うんですが、34住宅になっております。いずれにおきましても、中央区、浪速区、そして西成区が上位の3区を占めております。

施設数については、以上になるんですけども、次2枚目、3枚目をちょっとご覧いただきたいんですけども、生野区内の一応施設一覧になるんですけども、2枚目の一番上のほうは東成区になるんですけども、真ん中ぐらいから下から始まっております。一応こちらについては、住所の順番に並んでいる分になります。一応これにつきましては、大阪市のホームページのほうで全部載せておるんですけども、ホームページの中では、旅館、ホテル、そしてあと特区民泊は特区民泊、そして住宅宿泊事業と書いているんですが、新法民泊、それぞれで一応、届出順、50音順で載っているんですけども、今回は全部まとめて住所順になっているので、ちょっと資料として出させていただきました。こちらが令和元年11月30日現在のホームページに載っている分になります。これはまた随時更新していくんですけども、またしばらくしましたら、12月末現在ののが載るかなというふうに思っております。

続きまして、資料の4枚目になるんですけども、見ていただきたいんですが、民泊に係る苦情件数ということで、簡単にまとめて載せさせていただきました。こちらにつきましては、平成31年度分ということで、平成31年4月1日からこの令和元年12月末現在までの施設苦情件数について記載させてもらっております。

特区民泊からまず説明させていただきますが、保健所に対して営業を行うために認定申請を出されるわけなんですけれども、その認定を行う前と後、認定を行ってからについて分けて件数の集計を行っております。こちらにつきましては、大阪市内全体での件数になっております。

まず、一番上、左側になるんですが、特区民泊、認定前苦情について説明させていただきます。件数としましては、12月末現在で146件の苦情が届いております、

一番多い内容としましては、認定前ということですので民泊については反対であるというご意見が66件、そしてあと民泊施設ができることに対する要望や不安についてが32件、そして次に多いのが民泊の事前説明内容に関するもので、民泊開始のビラが入っておったけども、内容について確認したいといったようなものが16件あります。その他としましては、事前の説明に来ていないとか、あと設備に対する要望等があります。設備といっても換気扇の位置がどうか、いろいろそういうふうな内容についてあります。全体では146件なんですけども、生野区については18件ほどありました。今年度、今のところ146件なんですけれども、昨年度、平成30年度につきましては、全体で163件の苦情がありました。今年度まだ1、2、3月とありますので、昨年度を超えるのかなというふうには思っております。

そしてその右側なんですけれども、認定後の苦情件数ということで、記載させてもらっておりますけれども、一応件数としては337件あります。認定後の内訳についてなんですけれども、一番多いのがごみと騒音ですね、うるさいといったこと、それぞれいずれも100件、そしてあと苦情問い合わせ先の連絡先の掲示を施設の前に行ってもらうんですが、これについても表示がないといったものが77件、そしてあと連絡はできたけれども、その対応への不満といったような苦情が75件あります。そしてあとその他としまして、ちょっといろいろ細かいものになるんですけれども、火災の心配とか治安が悪化するのではないかとといった、そういうふうなものにつきまして204件があります。そちらにつきましては、337よりは多くなっておるんですけれども、一度電話等をいただいたときに1つ、2つ、いろんなことで複数の内容のものがありますので、337より多くなっております。こちらに関しまして、生野区のほうでは現在30件ほど寄せられております。ちなみに、こちらにつきましては、昨年度は198件でしたので、今年度のほう337件と、昨年度を大きく上回っております。当然施設数も多くなってきますので、そういったあれなんですけども、ちょっと多くの苦情が届いております。

そしてその下になるんですけれども、新法民泊につきましての苦情の件数になります。こちらは同じように平成31年度4月1日から令和元年12月末現在までの数字になります。まず左側、届出前の苦情になるんですけれども、こちらについては6件、民泊反対についてが3件、そしてあと設備に対する不安、それからあと届出前の営業、そしてあと説明が未実施であるというのがそれぞれ1件ということで、生野区につきましては、こちらについては0、今のところ届いてはおりません。ちなみに、昨年度は7件の苦情がありました。

そして右側なんですけれども、届出後の苦情ということで102件寄せられておるんですけれども、一番多いのが標識がないと、民泊施設の前に標識がないというのが26件、そしてあと騒音について25件、そしてごみが21件というふうに特に多くなっております。そしてその後に家主不在であるというのが9件、その他としましては、マンションの管理規約違反とか、事前説明がなかったとかいう苦情が70件ほど寄せられております。ちなみに、こちら届出後苦情の中で生野区については1件だけ寄せられておりますが、この内容につきましては、火災の心配があるということで寄せられております。こちらもちなみに、昨年度につきましては49件になってお

りまして、今年度も昨年度よりもたくさん苦情のほうが届いておる状況になっております。

その次に、違法民泊対策についてということで横長の分がついていますかね、特区民泊の動きというふうなものがついているかと思うんですけども、現在特区民泊につきましては、全国の中でこちらに書いております8カ所、東京都大田区、そしてあと北九州市、そして新潟市、それとあと千葉市、あと大阪府、そしてその中で大阪市、八尾市と寝屋川市というふうになっております。

こちらのほうに一応施設数等記載されておるんですけども、この8つの施設数を計算しますと、一応居室数でいきますと、全国で1万1,096居室数があるんですけども、そのうちの1万437居室、割合でいきますと94.1%が大阪市に集中しているというふうな状況になっております。

そして一番最後のチラシのほうを説明させていただきたいんですけども、こちらのほうにつきましては、違法民泊対策ということで行っておる分になるんですけども、大阪市のほうでは市長をトップとして違法民泊撲滅チームを平成30年4月25日に設置しております。そして平成30年6月1日から警察OBの方30名、それとあと市職員の環境衛生監視員とでつくりましたチームということで、昨年開催されましたG20までに違法民泊をゼロということで目標にして活動してまいりました。

撲滅チームにおきましては、違法民泊を行っている業者に対して営業を中止させ、法律に基づいた許可を取得するよう誘導するというふうなことを目的として動いております。

令和元年12月末現在なんですけれども、通報として寄せられた施設は6,797施設ありまして、その中で調査不能の施設452施設を除きました6,156施設について解決をしてまいりました。内容としましては、営業を断念させるとか、あと認定をとらせる、あとは届出、新法民泊で届出をさせるとかいう内容になります。そして今現在、残り95施設について調査指導等を行っている最中でございます。

違法民泊といいましても、やはりどこで行われているか把握するのが大変難しい状況です。当然撲滅チームのほうでもいろいろ市民から寄せられた情報とか、あとネット検索等、いろいろな手段で違法民泊の情報を得るための努力をしておりますが、市民の皆様からの情報が大変貴重な情報となっております。

こちらのチラシにも載っているんですけども、そういうふうな違法民泊と疑われるようなものが発見された場合には、また通報窓口まで連絡をいただければと思います。以上が今の現状等になります。

○橋本企画総務課長

今一応参考ということで、民泊の現状についてご説明をさせていただきましたが、今の民泊の説明につきまして、何かご質問等がございましたらこの場でお伺いしたいと思うんですけども。

○山本委員

特区民泊と新法民泊の比較②のところですけども、まず特区民泊のところですね。これが一応適合といいますか、適正にちゃんと届出を出した民泊についてのことが書かれているということですね。

○中野経済戦略局観光部観光課長

そうです。

○山本委員

それから、一番下のほう、指導監督・罰則のところを見ますと、認定取消の要件ありになっているんですね。その内容を見てみますと、周辺住民からの苦情に適切かつ迅速に対応しないことなどから、その後ですよ、施設の滞在者の平穏な滞中に支障が生じるに至った場合と書いて、地域の住民じゃなくて、泊まっている人から苦情がこなかったらというふうに解釈したらよろしいんですか。

○中野経済戦略局観光部観光課長

はい、これ国のほうでの法令になっておりまして、はい。

○山本委員

それは理解しているんですけどね、ただこれはちょっと何となく、地域の住民じゃなくて、AさんとBさんが泊まっていて、AさんがBさんに対して何かクレームがあったりしたら認可を取り消す場合がありますよということなんですかね。

○中野経済戦略局観光部観光課長

基本的には滞在者というか旅行者。

○山本委員

旅行者のことですね、だから旅行者ね。

○中野経済戦略局観光部観光課長

はい、そうなんです、はい。

○山本委員

地域の住民はどうなるんですかね、ここで言っても仕方ないことですけどね。

○中野経済戦略局観光部観光課長

そういうご意見たくさんいただいておりまして、その地域の住民の方々の苦情の取り扱いですね、それでもって認定を取り消せないかというようなお声もいただいておりますので、それを何とか我々条例の改正、条例をもう一度見直して、改正をさせていただいて、それも住民の方の声もそういう要件になるようにということは今ちょっと検討させていただいております。

○山本委員

わかりました。ぜひそうしてあげてほしいなと思います。でないと、これだったら地域の住民は、全然言うたら置いてけぼりですからね。

○中野経済戦略局観光部観光課長

そうですね、ただ、その声ばかりということになると、今度事業者のほうで全く事業をできないということになるので、その辺を今バランスをとりながら要件のほうを考えているところでございます。

○山本委員

もちろん、当然そうやと思います。でないとね、国もやっていけないので。

○中野経済戦略局観光部観光課長

はい。

○橋本企画総務課長

ほかにございますでしょうか。

○森口委員

全体会でちょっと民泊のことも言わせてもらったので、北鶴橋の森口と申します。よろしく申し上げます。

私は、この生野区鶴橋にいます。この数字を見て、いや、まだもうちょっと今建てているところもあるからまだ増えているというふうに認識をしています。まずやはり皆さん、地域の方が言われるのは、やはり事前の説明というのがやっぱり非常に少ないというふうにやっぱり言われます。地域の近くの方が何かアクションを起こせばそういう対応をしてくれるけれども、全く言わなかったら、全然説明もなし、チラシ1枚入るか、それともチラシも入らずいきなり民泊になっちゃっているという現状があるというのが実情だと思います。

それとまちの未来部会ということでさせていただきましたので、僕はずっと民泊で思っているのは、特にこの1丁目、2丁目というのは、鶴橋駅の南側、そうですね200~300メートルぐらいのエリアなんですけれども、もうお風呂屋さんを壊し、マンション、ワンルームが建つのかなと思ったら民泊になる、それから長屋もそこに住んでいた住民を出して民泊になる、その地域がいわゆる住民がいなくなるんです。そのことに対して、私やはりそこにいてまして、ものすごい危機感を覚えるんですね。

だから、まちをつくっていく中で、この民泊とどういうふうに共存共栄していくのか、それには、やっぱりある程度行政からの力、特にその鶴橋駅付近のこういった木造家屋の多い場所で、やはりこういう民泊が増えてきて、火事とかそういったことが出てきたときに、地域としてはやっぱりものすごく怖いんですね。それとまちの景色が全くかわってきています。

だから、そのあたりもやはり大きなお金は使えないと言われてますけど、やっぱりある程度、大阪市を含め、生野区を含め、地域も含めてやっぱりそういう、再開発という言葉をするとな、また大きな話になるので嫌なんですけど、でもやっぱりまちの景色がかわっていくということは、ものすごく怖いことで、そのうち住民、人が住まなくて民泊だけのまちになってしまうかという、そのぐらいの怖さが地域にありますので、やっぱりその説明ですね、地域に対する説明と、それに向けてまちづくりですね。

これ大阪だけじゃなくて、一番今外人が一番たくさん多いバルセロナでもやっぱり同じようにそういう民泊が増えてきて、住人が住めなくなって、それでもう民泊をやめると、地域から追い出せというふうなエリアも出ているというふうに聞いていますのでね、我々はそんなことはしないとは思いますが、でもやっぱりね、怖いんですよ、その地域がかわっていく様子がね。だから、やっぱりその辺は、もう少し大きい目で見ていただいて、やっぱりまちの都市づくりとか、まちづくりという観点からもちょっと見ていただきたいなと思います。以上です。

○樋崎委員

生野南、樋崎と申します。先ほどの特区民泊のページ4の指導監督・罰則なんですけどね、罰則規定なしというのが特区民泊になっていますわね。これなぜ罰則規

定がないんでしょうか。今いろいろおっしゃったように苦情も出て、そういう民泊ができればまちの繁栄だ、この会にも生野区どうしよう、家をどうしようかというような話をしているのにね、今の話じゃないですが、もう全く生野じゃない、民泊の生野になってしまうというような形になってきていますよね。

何でも一緒なんですけど、やはり今のあおり運転でも一緒です、飲酒運転も一緒です。やはり縛りをはっきり厳しくいろんな規制ですね、今言うどういう内容か、私よくわかりませんが、要は罰則を強くするというんですか、この罰則規定ないというのは、ちょっとね、罰金もない、何もなかったら、それはやり放題ですよ。

そないして、逆に今度言うたら、生活がかかわっているんですね、むこうもね、だからやめるにやめられない。こっちもやめさせるにやめさせない、だから私がお願いしたいのは、これからよくするよくするって、皆さん住みよい生野にしようと言うている会議なのに、やはりこれについては、もうちょっと行政ね。

今の飲酒運転ですよ、今はもう免許取り消しですもん、それなら飲酒運転しません。それとハワイなんかでも、飲酒運転したら罰金じゃないんですね。道の清掃とかね、そういう、言えばさらけさすわけですよ、その住民にね。そうすると非常に恥ずかしい、お金の問題じゃなくなるんですわ。そういうことで、罰則規定ないというのは、ちょっと私はよくわかりませんが、そういう形を考えていただけたらなと思います。

○中野経済戦略局観光部観光課長

ありがとうございます。まずその罰則規定なしというところなんですけど、これ我々も当然認識をしております、ただ、国のほうの法令の中で、罰則がされていない以上、それを超えるような条例なりをつくることができないということになっておまして、当然我々国のほうにその罰則規定を設けてくれということで要望をずっとさせていただいております。ただ、国のほうは、もともとこの特区制度というのが規制緩和から始まっている制度でございます、そこを言ってきますので、なかなか事業者から訴えられると、我々自治体が勝手に罰則規定をつくと、どうしても法令違反ということになって、そこは今我々としては、すごく国に対して要望していくということしかできない状況になっております。申しわけございません。

それと、お話いただきました事前説明がなされていないというお話なんですけれども、これにつきましても、かなり我々のほうにお話もいただいております、実はこれまだ先ほど条例改正を検討していると申し上げたんですけれども、実は細かくはまだ上程をさせていただいておりますので、申し上げられないんですけれども、今年度中に条例改正することも考えております。

あと、まちの景色がかわってきていると、当然そういうご意見もいただいております、我々も当然このままでいいとは思っておりません。ただ、この制度、政策的に始まった部分もございまして、今できることと言いますと、皆さんからいただいた苦情ですとかご意見をどのように、それを解決するために指導の強化をしていくとか、そういうふうに条例を改正していくことで抑止力になればなどは思っていますし、また先ほど生野区さんのこの取組み素案の中でございました、空き家の活用とかですね、空き家カフェ、これ私は非常にいい取組みだなと思っております。

て、観光課で制度をやっているんですけども、決して民泊がどんどん増えたらいいというふうな思いではやっておりませんので、こういう生野区さん独自の取組み、空き家カフェとか空き家の利活用ですね、この辺は非常に進めていただければありがたいなとも思っております。以上でございます。

○橋本企画総務課長

すみません、特区民泊のこと、また今後も続きますので、またご質問等ありましたら、関係局のほうに来ていただいて説明をするというふうなことでさせていただきたいと思っておりますので、本日のところは一旦民泊については、これで置かせていただくということで、区役所からの説明ということでは、これで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田中委員

ありがとうございました。そうしましたら、もう一度生野区の取組みに関する資料1のところでご説明がございましたその内容について、委員の皆様、何かご意見とかご質問ございましたらお聞かせいただきたいと思います。なお、ご発言いただく際には、挙手の上、お名前を述べていただきたいと思いますということでご協力をお願いいたします。

そしたらまず1、2、3とあって、ものづくりの話、空き家の話、生野の魅力発信、発掘、浸透、わがまち意識とか、あるいは地域活動協議会の支援、自律運営等について、ご説明があったと思いますので、どこからでもご意見をいただければと思います。十分お時間ございますので、忌憚のないご意見を聞かせていただければと思います。山本委員、お願いします。

○山本委員

先ほどちょっと名前を名乗るの忘れまして申しわけありません。東桃谷の山本です。3-1、まち協の支援についてのところですけども、ここは特に直接関係はないんですが、前回の全体会議のとき、私、会計ソフトのこと言いました。橋下市長のときに区役所でできたらそのソフトというのを欲しいと、開発してほしいと、大阪市のほうでね。そんなら橋下さん、いや、つくっているよとか言って、おつきの人につくっているなど言ったら、うんと言っていました。確かに。来年の3月ごろには渡せると思いますというふうに、そのときの返事いただいたんですけどね。

そういう発言を私したんですけど、その後何かそれについて進捗あったんでしょうか、聞いてみたとか、大阪市のほうにそういうことがあったとか。もし、なければなくてもいいですし、ぜひそういうふうになってほしいと思っておりますので。

○田中委員

ありがとうございます。会計ソフト、前回の会でお話が出てきたと思っております。

○中村地域まちづくり課長

地域まちづくり課長の中村です。お話があった件なんですけれども、確認しますと、何もしていない感じがありまして、ただ、そういった話があるというのは、市民局、市民局が大阪市のこの地域活動協議会というのは、支援の関係やっておりますので、そこにも申し上げまして、ちょっと実際どうなっているのかなど。なかなか会計支援というのは、ソフトが使える方、使えない方がいろいろありまして、山

本委員がおっしゃっているような誰でも使えるようなものをつくるというふうに言っているとは思いますが、ちょっとないようなことをございます。また、きっちり確認しまして、今後の見込みとか、そういったものを含めまして、また問い合わせしてご報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員

何というんですかね、このまち協の会計って、本当に複雑なんですよ、何か按分したりとか、普通の会計ソフトとまた違うわけですよ。だから、そういうところを簡単にできるように、とにかく入力して行って、ある程度規則を決めておいて、そこへ入金したり出金したりしたときに、それが反映されて計算できるような、本当に誰でも使えるような。

というのは、ほかの地域はわかりませんが、私のところなんかでもそうですが、事務職の方って、本当に最低賃金に近い賃金でやってもらって、もうボランティアみたいなものですよ。それはもちろん高い賃金を払えば、普通の一般会計でも使えるようなソフトでもいけるかもわかりませんが、そうじゃなくて、できたら大阪市独自のそういうものをつくらせて各地域にいただいたら、私はいいん違うかなと思ひるので、中村課長、ぜひよろしくお願ひします。

○山口区長

たまたま、私、先日まちセンの皆さんと話をしまして、平野区でいわゆるエクセルを使ってプログラムを組んだのはあるんだけど、一律、何かそのつくった人がいなくなると、実はちょっとでもかわるとどうにもならなくなったりだとか、あと何かまち協によって会館の使用料とか、何か事業の組み立てがばらばらしているところもあるので、ただ、そういうエクセルをいじってつくるか、全くまた新しい別のソフトを探すかみたいところで、私も気にかけていろいろ聞いていますので、あったほうがいいなと思ひていますので、また報告できたらなと思ひています。

○山本委員

何というんですか、あまり難しいことを考えんと、今おっしゃっていただいたエクセルでできるようなぐらい、エクセルが使える人だったら誰でも使えるんですよというようなやつを開発してもらったらいいかなと思ひますので。それでこの間も言いましたけれども、会計が今度老人憩の家がなくなって、まち協に合算したりとか、あるいは本来は何と言ひますか、この間も言ひましたけど、地域に会計がたくさんあるんですよ。連合振興町会の会計もありますし、社協の会計もありますし、けどそういうのができたら1つで、言えば財布は1つですから、1つのソフトで会計できるようなものができたらすばらしいなと思ひますしね、ぜひよろしくお願ひします。

○田中委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思ひます。本当にいろんな会計が複雑に絡み合って、わかりにくくなっているのもあるので、やはり一体的にできるような、ソフトになるのか、エクセルでマクロを使ってやるのか、エクセルの場合は、例えば手順をちゃんと示すとか、そういう方法もあると思ひるので、今後ちょっと考えていただきたい内容ではあるかなというふうに思ひます。ありがとうございます

ます。

山本委員から、まち協の支援というところで話題が出てきましたが、同じような話題でもしご意見がございましたら、お聞かせいただきたいなと思います。実際皆さん汗して活動されている方ばかりですので、いろんな活動の中でのしんどさとかあると思うので、お聞かせいただければと思います。

○石崎委員

巽東の石崎と申します。よろしく申し上げます。これには関係ありませんけど、現在振興町会ありますけども、皆さんのところはあれですか、役員さん、並びに町会入会の方、大分スムーズにいらいますか。

○宮崎委員

減っていますね。

○石崎委員

減っているんですね、皆さん高齢になって、若い方がなかなかやってくれないという。また、新しい若い方が引っ越してきても、すぐに町会に入ってくれない。そういうことで随分十何年前から私考えましてね、1つ方法があって、それをやったおかげで90%入ってもらえます、マンションは別ですけどね。

それは、皆さんにいつも多田会長とかお話すんですけど、そんなとてもできないと、役員がね、もう1カ月かけてもいいからやる。というのは、ナイロンの札ですよ、つり下げのね、これを赤ちゃんからお年寄りまで800人分、無料で配ったんです、防災の。

○山本委員

何を配りはったんですか。

○石崎委員

防災の、ちょうど防災の担当だったのでね、それでそれをやったら、一応90%、若い方も関心があって入ってくれました。

それで、この間も防災訓練、小学校でやりましたけど、父兄はね、生徒は400人ぐらいなんですけど、父兄さんが500人を超えて来てくれたんです。だから、皆さんはもう座れないでね、立って聞いていましたけど。だから、そういう防災には若い人も関心があるので、そっちから攻めようかなと思ったんですけどね。区役所の方、前にパンフレットですね、町会のすすめという、あれをいただきましたけど、あれだけでは入りません。だからもうちょっとあれから新しくなったかどうか知りませんが、最後ということで、私いただいたんですけど、あれからどうかわっているか、あれ、今ありませんか。

○中村地域まちづくり課長

今のやつはまだかわっていないですけど、今ちょうどいいお話をお聞きしたので、できましたら、あれは一般的に町会の加入の促進みたいな、町会ってこんなことやっていますとかいうようなことがあるので、逆にあれまだA4の裏表だけなので、もしあれでしたら、例えばA3で2つ折りにすると、スペースがまた2つできるので、今おっしゃっているような、もしよろしければそういう地域でこういう活動をして、今のおっしゃっていた防災の名札を使ったら町会加入が増えたとか、そうい

うふうな事例があったら、それをちょっとまた教えていただけたら、それはそのチラシに反映させて、それをまたお配りさせてもらうとか。

○石崎委員

それはうちはね、私どもでつくってお渡ししているわけですよ、防災マップの、町会のね。ただ、ほかの皆さんのところはそれをやっているところがないんです。だから、少しでもね、若い人がそういう飛びつくようなことを関心を持たないと、なかなか町会に入ってくれませんし、町会自体がなくなるおそれもあるし。

今だから、異東でも合併問題とか、そういう話も出ていますので、そうすると、まとまりがなくなるし、生野区全体というわけにいかなくなるのでね、もうちょっとパンフレットも考えていただきたいなと思います。

○中村地域まちづくり課長

ありがとうございます。非常にありがたいご意見で、また詳しい話も、こういう地域ではこういうこともやっているよとかいう形も載せていって、それをまた逆にほかの地域の方が見て参考にするということの例にも、新しい加入者に見ていただくだけじゃなくて、今の方々に対しても1つのアイデア出しみたいなものもできると思いますので、また詳しく教えていただけたらありがたいので、よろしく願います。

○石崎委員

はい。

○宮崎委員

このままいったらね、地域活動そのものがもうあと何年かしかもてへんのと違うかなと言っているんです。何でかと言ったら、青指・青福、スポーツ推進など、いろんなものがありますよね、その役員任命ができないんですわ、もう。若い人がいいから年齢制限つけているのも、それは結構やけどね、その人がおらんのですわ。

それで僕これ初めてわかったんやけどね、今のね、ダイワハウスとか大手の住宅会社とかあります、賃貸住宅ね。ほかの県には入っているんですわ。地域活動協議会に加入することということが加入条件の中に。そやから管理費2,800円と地域自治会に500円というのはね。だから、全部強制的に入るんですよ、それ。こういう入居マニュアルで入っているんですよ。ところが、大阪市はそれ入れてくれないんですわ。だから新しい賃貸マンション建ててもね、そんなもの全員が入ってこないんですよ、地域。だから大阪市の基本方針としては、僕は地域は潰してええやんと思っている。だから、それにしたら逆らわんとやね、僕も潰していこうと思って、もう何年かいる。それはどう考えてもそうです、そんなもんどうするんですか、それ。

それで、今言うように、うちの老人会が解散したんですわ。老人会が一番組織人数が多かったんですわ。それで何でやって、やったけど、結局老人会をリーダーとして受けるトップがおれへんのですよね、会員がおってもね。それで長年していた会計がやめて、だから会計っていうたらやね、大阪市の規約がね、ビール、お酒飲んだらあかんことぐらい常識でわかるけどね、それ以外に厳しいこといっぱい言うてくると。それで5万円3つで15万円もらうがために、もういろんなところの領収

書をきちっと集める、それが帳面つけることよりも、その手間がね、理解してもらうのがね、もう大変過ぎるって言ってね、それでも僕は一切しませんって放り出しはったからね、それでそれにかわる人がどうしても見つからんでね、それで結局何回か会議開いたんやけど、もうそしたら老人会解散やって。

老人会解散されてもろたらね、見守りも何ももういろんなこと皆、福祉のあれでも結構老人会割合高いんやけどね、ところが、大阪市その老人会解散させたら、老人会会館のほう、僕もちょっと行ってきたけどやね、確かにうるさ過ぎると思いますと。それと補助率をどんどん下げていって、75%、下げられているでしょう。それでその下げた残りは集金してせんと運営していかれへんから、そういうことがもう80からの年寄りにしたら負担やと言って、そやから私はしませんというね。

何とかあれしたんやけど、どうしてもほかに立ってくれる人がないからやね、解散せざるを得ないようになって、それで御幸森老人会、ごつつう会員抱えていて、長いあれで形態的には準備金もかなり持っていたんですよ。それ準備金も全部一括して会館運営のほうに寄附してもらって、それで解散しはったんやけどね、こんなことされたらね、それで今、御幸森は、青少年指導員とかいうのが実質的に生野区に住んでいない人が動かしていたからね、それでもうやめるからと言って、そしたらゼロですよ。ゼロからどうして立ち上げるんですか、おらんのですわ。年齢制限とあれと両方にひっかかってね。

それで、そのバッグになってくれるPTAそのものも弱体化してしまっているからね、PTAの役員になり手がなくてね、そやからそれを補う、今言うこの防災リーダーにしる、スポーツ推進員にしる、いろんなあれをね、もう将来的に僕続けていくにはね、もう思い切って有料にしてね、全部ね、青少年指導員は月に1万円あげますと、これは何ぼあげますというような形にしてやっていくのもどうなのかなと思ってね、それで今いろんなことを考えていますけどね。

だから、収益権を会館とか何かを利用して、事業して収益を、地域が収益を上げて、その収益に基づいていろんな報酬を出してでもせんと、このままいたら多分持たないと思うんですね、そのやり方がね。そやから、これを継続させる、いろいろ継続させるんだったら、僕は大阪市のまち協のいろんな助成金いろんな形では出ていますけどね、そんなのやめてもらって、こういうことをしているボランティアに対して有料に切りかえたほうがね、それで補助は一銭もしませんと。おたくら祭りしたかったら勝手にしなさいと、何か食堂したかったら勝手にしなさいと、どうせややこしいこと言うてくるのやからね、これはこうだとかああとか言ってね、それで書類も出さなあかんのやから、一切金もらわんとね、それやったら実際ボランティアやっている人に有料に切りかえたらね、僕こんなのいろんな事業をやっつてね、各地方全部こんなん出ているのかなと思ったら、出ていないところなんか、何ぼでもあるんですよ、大阪市でなくても、ほかの市でもね。

そのかわり、出ていないからどうしているのかなと言ったら、自治の用事する人は全部有料なんですわ、生野区でも広報紙やりましたね、そしたら広報紙配っても、選挙公報配っても、皆有料なんですよ。それを自治会の運営費に使っている。その自治会のやっているお祭りやとかそういうことに対しては、市の援助というのは一

銭もないんですよ、そやからそれも1つのやり方なんやけどね。

それとお金の管理する生野区役所でね、その人らのうちの会計というのは、事務局全部管理する人をね、パートの女の1人ぐらいにしてしもてね、全部その給料を回してくれたらええねんやからね、その管理する人間が多くい過ぎると言っ
て、十分ぐらいの管理をする、厳格なね。この間、会館事務の会計報告で見えて
ね、そしたら四捨五入の切りかえ方、1円違うって言ってね、それで言うているん
ですよ。そんな1円違うって、言うて直して何かしていること考えたらね、僕そん
なことごちゃごちゃ言うやつ皆首にしてしもてね、その人件費をこっちに回して
くれたらね、うんとゆったりしたことできるのになと思って、思うんやけどね、そん
なものね、ボランティアでやっているあれに、そこまで厳格に言わんでもなと思う
んやけどね。公金か知らんけどね、そやからそれやったらはっきり公金要らんわと
言いたいわね。

○田中委員

ありがとうございます。すごい力強いお言葉で、本当に住民たちで自治でやって
いくというようなご意見だったかと思えます。お願いします。

○山本委員

今、老人会のこと言われたんですけれども、老人会、ちょっと何か誤解されてい
るようなところがあるかなと思うんです。今宮崎委員が言われたのは、その生野
区の老人連合会ですか、そのことを言われている。

○宮崎委員

いや、違う、御幸森老人会。

○山本委員

御幸森老人会がその会になって助成金を。

○宮崎委員

もらっていますね。

○山本委員

助成金をもらって、その倍使わんと返さなあかんとか。

○宮崎委員

ええ、だから大変だし。

○山本委員

それはね、別にそこへ入らなくても、御幸森の老人会を潰すことないんですよ。
それは御幸森老人会は御幸森老人会で自分たちでお金を集めたり何なりして運営し
ていけばいいことで、そこを脱退さえすれば、老人会は私は潰す必要ないと思いま
す。現実的に確かに昔は本当に何か領収書あればいけていたけど、言うてもこれは
いろんな新聞沙汰にもなったりして、やっぱり市民オンブズマンという人がおりま
すので、我々のところへ入ってくるのは、あくまで税金が入ってくるわけですから
ね。その人たちから見たらどんな使い方しているんやろというふうになるのも、こ
れ仕方ないかなと思うんですよ。だから、本当に気持ちはよくわかります。

私も昔区政会議で言ったことあるんです。事務職を大阪市から派遣してくれと。
事務職を大阪市から派遣して、大阪市から給料を払ってくれと言ったことあるんで

すよ。そしたら、その派遣された事務職の人が一生懸命頑張って地域を活性化してくれたら、私はいいと違うかなと思って言ったことあります。でも、やっぱり自主的とかがそういうことがあるので、地域の皆さんでやってくださいということで、あれしました。

それと、青指とか青福とかのことも話出ましたが、それは何も宮崎さんとこの町会だけじゃないんですよ。

○宮崎委員

そうですね。

○山本委員

私たちもそうです。今年も青指の人が1人、例えば定年になってやめたら、新しい人をせなあかんとか、それはやっぱりその地域でやっぱり皆さんがいろいろ話し合っ、誰かをどないかして連れてこんと仕方ないん違うかなと私は思います。何とかしようと思ったら何とかなるものですよ、それは。

○宮崎委員

何とかしようとしてやってきているんですわ。

○山本委員

私たちも何とかしてやっています。本当にしんどいです。

○田中委員

ありがとうございます。本当に現場で汗して頑張っている方のお話なので、すごく納得というか、いくことが多いなと思います。ちょっと事例なんですけれども、丹波市なんかは、若い人と、それから女性の方がなかなか地域活動に入っていないということで、その人たちを構成員の比率を高めたら助成額を上げますよというような、何かそういう制度をつくるとか、まだできていないですけども、そういうふうなこともやろうとかというので、もう本当にいろんなところでいろんなやり方を考えながら、担い手を見つけてきているというのが実際なんですわ。本当にこの話はすごく尽きないと思うんですけども。

この話でもいいですし、ほかの魅力発信のところ、ものづくりなんかも百景も百集まったという話なのでもございますし、それからあと空き家カフェの問題や空き家対策の会議なんかでも今度シンポジウムがあるということで、副部長も実際に空き家カフェの運営をやっている方なので、いろんな課題とかがあると思うんですけども、そういうお話も聞かせたいですし、そのほかでも皆さん感じたことをどんどんこの場で市政に反映していただくような意見を言っていただければなというふうに思います。いかがでしょうか。では、お願いします。

○樋崎委員

先ほど町会の話が出たんですけども、ちょっとノウハウをね、確かに皆さん困っていることは一緒やと思うんですわ。先ほどの話、このまちの未来部会、言うたら今の町会をうまく運営してね、そういう形で若い方がどんどん入ってくれるような町会でなかったら、また魅力がなかったらいかんしということで、先ほど自信満々でおっしゃって、絶対人材はおるんやと、人材をつくっていくんやということをね、ちょっと教えて、いや、ここで教えていただく、これ一番ね。

○石崎委員

いや、すすんで役員をやってくれる方はいませんよ。

○樋崎委員

いえいえ、だからゆっくりとノウハウをまた教えていただきたいなということでございます。生野南の樋崎でございます。

○石崎委員

入会の勧めと、役員のあれとはまた別ですから。

○樋崎委員

若い方が来るって、先ほど防災訓練でどうこうとおっしゃった。ちょっと僕意味が理解できていなかったの、また教えてもらえますか。

○石崎委員

はい。定期的に区役所の濱崎さんとか一緒にやっていますけどね、防災訓練。1年置きにだから町会の方が来年やるわけですけどね。今年はだから小学生、逆か、1年ごとにやっているんですよ。小学生で防災訓練、そういうときに父兄の方。

○樋崎委員

学校と地域ということ。

○石崎委員

地域は地域で、それで学校は学校で、中学校もやっていますけど。そのときには、だから土曜参観のときにやるわけですよ、防災訓練を、小学生の。そのときには父兄さんも来るわけですけど、それがものすごく500~600人来たんですよ。だから講堂に座れないんですよ、皆さん座ってもらおうと思ったら。だから、よっぽど関心があるんやなど、そう思えて。

○樋崎委員

こどもが行くから、一緒に親も行く。

○石崎委員

だから、こどもがやるからね、親も見ておこうと。マンションに入っていない人がね、結構、マンション、若い方ですからマンションの方が多いわけですよ。そうすると、防災マップをつくってね、濱崎さんに言わせると、全家庭に配ってくれと。ところが、地域では町会に入っていない人になんで配るんや、そういう話があって、うちはマンション、1~2枚ずつは配りましたけど、全家庭には配っていないんですよ。ただ、1階に張っておきますと、そういう形でやっているんですけど、ほかのところはもう一切マンションとかは配らないと、それは区別しないとということなんですけどね。

○樋崎委員

地域によっていろいろね、マンションの多いところもあれば、そういう地域によっていろいろ条件かわりますよね。

○石崎委員

そうです。それをやると、最後の挨拶すると、欲しい方は用意していますから持って帰ってくださいと言ったら、お父さんがくださいと、そういう方が結構多かつ

たんですよね。だから、これは防災、かなり関心があるんだなど。去年でも台風21号とか、お年寄りはもちろんのこと。

○樋崎委員

防災に対して興味があるというか、関心があるんやね。

○石崎委員

それにひっかけてね、これはもう防災を使おうと、そういう形で私のところはやったんですね。おかげさんで新建ての家とか、ほとんど若い人が入ってくれて、ただ町会入ってくださいって、町会知らないんです、よそから来てね。町会って何ですかと言われて。だから、区役所からいただいたパンフレットを見せても、また読んできますって、読みませんね。こういう札あげますと、無料で、おつくりしてね。そうすると、じゃ入りますと、そういうのが圧倒的でしたから。中には、もうこどもが中学生ですから要りませんとかありますけど、大体90%ぐらい入ってくれました。

○樋崎委員

町会に入ってくれはるんですか。

○石崎委員

そうです。だから、ただ町会に入ってくださいと言っても、町会費くださいと言ってもくれませんよね。

○樋崎委員

マンション自体でね、自治会みたいなものつくって、そこでやって、全然町会には入らないところも多々あると。

○石崎委員

そうです、ワンルームマンション、うちの近くにあるんですけどね、それ200軒ぐらい入っているんです、200人ぐらい。ところがそこは1軒、1軒は入りませんが、不動産屋さんにお電話したら、じゃマンションで年間10万円払いますと、それで10万円いただいて。だから、普段の行事とか一切出しませんが、そういう防災のやつは、防災マップを張っておいてくださいと。じゃ街灯つけましょうとかね。それは何かなかったら、マンションの人も管理人も入ってくれませんから、だから何か考えてやらないと、それはただ入ってくれと言ったって入ってくれません。そういう方法でね。

○山本委員

1つ教えてほしいんですけど、先ほど名札の話が出ました。名札にはどこまでの情報を書くんですか、例えば。

○石崎委員

名前だけです。

○山本委員

名前だけですか、町会とか。

○石崎委員

町会と、うちは第4町会ですけど、それとうち、今全体で巽東地域ではね、各町会で第一次集合場所って決めているんです。

○山本委員

皆それはもうやっています。

○石崎委員

やっていますね、うちはそれを3つに分けているんですね。だから第一次集合場所は第一次じゃないです、第二次なんです、うちは。第一次は、だから3カ所、避難しやすいところへ一回集まって、役員がついてね。

○山本委員

今、名札には町会名と個人の名前まで書くわけですか、苗字だけですか。

○石崎委員

いや、名前書きます。

○山本委員

名前も書くわけですね。

○石崎委員

年齢は書きません、怒られる、それと色分けですね、色分け。マップもだから色を塗ります、3カ所。

○山本委員

いろいろ参考になります。

○石崎委員

それでね、普通のコピーとかカラーコピーでは、皆さんこういうものだったら、すぐ折ってどこかへやるでしょう。折れないようにラップするんです、全部、300枚。

○山本委員

わかりました。ちょっとほかの件で質問よろしいですか。

○田中委員

はい、お願いします。

○山本委員

前回の全体会議でもちょっとしたんですが、地縁団体のことですね。あのとき皆さんに私言ったんですけども、皆さんの会館、どなたの名義になっているかわかりますかと言ったんですけどね、福祉会館。

私とは、まだ誰の所有者でもないんですよ、登記できないから。何というんですか、まち協の理事長の名前でも、それはやればできんことないやろけど、そうやると、また将来トラブルがあるから、今宙に浮いたままですよ。それで、たまたまうちの町会も、町会としては地縁団体になっているんですよ。うちの町会には土地と、ほんまに5～6坪ぐらいの建物と倉庫があるからね、それは地縁団体で登記できるんですよ。

だけど、その地縁団体ができたときはまち協ってなかったわけですよ。その地縁団体も地域の人が持っている不動産を登記するためにつくったみたいですね。だから、私は法律の趣旨からしても、地縁団体でまち協で登記できるようにしてほしいとこの間言ったんですけども、その後何か動きがあるんでしょうか。

○田中委員

すみません、ちょっとお伺いしていいですかね。山本委員のおっしゃるその地縁団体で今、登記している状態で、それをまち協として。

○山本委員

じゃなくて、地縁団体、町会、町会自身は地縁団体で登記しています。ですから町会長がかわっても、町会長の変更届だけ出せばいいわけですね。まちづくり協議会の会館、福社会館、老人憩の家、そこは今誰の所有でもないわけですわ。土地は当然大阪市のものですから、でも大阪市に聞くと地域の皆さんの寄附で建てた会館ですけどね。その所有が誰になっているか、皆さん一度ちょっと調べてみたほうがいいん違うかなと思った。

それで、この間言ったのがその地縁団体でも登記ができるように、法律の趣旨からしてもね、進めてほしいということをお願いしたわけです、はい。

○田中委員

これはまだ。

○石崎委員

この間ね、多田会長がおっしゃいましたけど、多田会長とうちの町会と、もとは一緒だったんです、40年ぐらい前に件数が多くなったので分かれたんです。兄弟町会ですけどね、今は。それで会館は最初に、一緒のときに買ったんです。だから、大阪市とか一切補助が。

○山本委員

それは町会としての会館ですか。

○石崎委員

そうです、町会としての会館です。

○山本委員

そうでしょう、町会としての会館は地縁団体で登記できるわけですよ。後で多田会長も言うてはったけどね。

○石崎委員

ええ。

○山本委員

それは地縁団体でできるんです。

○石崎委員

できるんですね。

○山本委員

福社会館のほうを地縁団体でしたいと、町会は1つの単体ですから。

○石崎委員

ちょっと違いますね、うちとは。

○山本委員

うちの場合やったら、9つが集まった町会の福社会館を地縁団体でしようとしたら、それができないという返事やったから、できたらそれはできるようにしたほうがいいん違うかということこの間お願いした。

○田中委員

今わかりますか、わかったら。

○山本委員

いや、今はできないということを聞いています。だからできるようにしてほしいということです。

○田中委員

わかりますか。

○中村地域まちづくり課長

すみません、もともと今山本委員のおっしゃっている地縁団体、これももともとやはり今おっしゃっているように、地域でいろいろな不動産とか土地とか持っていても登記ができないと。やるとなれば、その例えば町会の会長名でやっていくと。そうすると会長さんがかわったら、また一々切りかえていかないといけないという、非常に不便なところがありましたので、地方自治法の改正で、実際に改正したのは、割とそんなに何十年前程度でなっているんですけども、ただ基本は個人が加入という形なんですね、構成員が個人だと。

それでだから地縁団体という言い方になるんですけども、当初やはり地域活動協議会の活動主体、活動拠点というのは、やはりどうしても会館、地域集会所になってくるんですけども、そういったことも議論があったんですけどね、ただ、地域活動協議会というのは、個人、団体を問わず、その地域で活動されている方、住んでいる方全員が会員になると、会員になれるというふうなことになりましたので、ちょっと微妙に地縁団体、地方自治法でいうのは、ちょっと違うところがあるんですね。ですから、一定その地域活動協議会は、今山本委員がおっしゃっているように、今、登記といいますかね、団体には地縁団体では登記できないと。あくまで区長がこういった活動をされている団体であるということ認定して支援するという形になっておりますので、またこの点、我々もまた先ほど市民局のほうにも、こういったことで、やはりこういう声もあるよと。

今回地域集会所や憩の家の、ちょっと一定の整理的なものがございますから、こういったものから、このときにもう一回ちょっと考えてくれませんかというようなことで意見はさせてもらっています。また何か動きがあれば、当然報告もさせていただきますけれども、一応今の以上のようなとおりでございます。

○山本委員

わかりました。今の続きでいいですか。進んでいるということで、ありがたく思うんです。ただね、難しいやり方で、難しいことを求められたら困るんですよ。例えばまちづくり協議会が、もしそれが登記できるようになったとしても、例えば理事会とか理事会の承認があればできるとか、そういった形にしていけないと、そこ住んでいる人全部の署名もらったりとか、それはとてもじゃないけど、町会とは違って、2,000世帯あったら2,000分の署名もらわないかん、そんなことなかなかできませんから、それはもう規則のことやからね、かえたらいいですよ、規則をね。個人やったら個人やなかったらあかんとかじゃなくして、まちづくり協議会の理事会なり総会でそういうふうに承認されたらできるんやということで、希望です。

○中村地域まちづくり課長

すみません、先ほどの民泊と同じような説明になって申しわけないんですけども、申しわけない、自治法で決まっていますから、国の法律ですので、なかなか大阪市だけで決めていくのは、非常に難しいことがあるので、そういったものも含めて、どういったやり方があるのかというのは、ちょっと考えていく必要があるのかなということでございます。

○山本委員

言うていることはわかるんですよ。最終的には、国が、国がとなってくるんですよ。だからそれは国のほうに上げてもらって、国のほうから直してもらいたいんですよ、国のほうに上げてね、地域のために。法律といたらやっぱりかえるためにあるものですからね。

この間亡くなりだった緒方さん、緒方貞子さんですか、もし何か困難に遭ったら法律をかえろと、規則をかえろと言っているんですよ。かえてできるようにしなさいと、国連の高等弁務官、女性のね、初めてなった人。だからね、法律をそのかえることによって誰か個人的に利益があるわけじゃないわけですよ、地域の人のためにやることですから、その辺のことは地域のために頑張ってもらいたいです。

○宮崎委員

今のね、さっき言いはったので、うちも防災やったんですよ、防災のときにね、それで同じようにね、たすきをつくってね、赤の人、ピンクの人、各町会、別にやって、それでやったんですわ。そのときにね、もう考えられへんことはね、自分が何町会ということを知らないんですわね。そしたら、知らないからうちは桃谷何丁目何番地ですというのは言うてくれるんですわ。

ところが、その新住所で言われてもね、地図広げんことにはね、昔の生野区猪飼野4丁目ですと言ったら、4町会ですって、そして昔のうち猪飼野9丁目ですわねって、そしたら9町会というのがわかるんですわ。うち今勝山5丁目の何ですと言われたって、全然わからんのですよね、この地域としてはね。そやから、今度あれやったら、今の地下鉄みたいにね、おまえとこはピンク、おまえとこの町会は赤とかして、各普段から色分けしておいてやね、そうでもせん限り受付するのにね、名前と、災害やからね、受付しようということになったんですわ、みんなでね。それで受付やったらやね、その人の何町会やというのをとまってもろて、本人が来たやつが知れへんからやね、そやから、この人誰か知らんか、おまえとこ町会長の名前知らんかとか、何か言うてやね、騒いでせんその後ろ片づけへんのやね。

防災には寄ってきて来てくれはったんやけどやね、そやから今の自治会、振興町会は旧の町会名のままだってしょう、ね。それで、今度大阪市の言う学校編成になったらね、もう今度御幸森の者や中川の者や、もうわからへんようになったらね、来られてもね、大変やと思いますわ。

○山本委員

今の意見いいですか。宮崎委員は、今そういうふうに言われたんですけど、この防災の避難訓練のときは、まずは第一次避難所に行くじゃないですか。第一次避難所へ行って、そこで自分たちの町会長なり防災リーダーが町会の人々の氏名を確認して、それから学校へ行くわけですよ。

○宮崎委員

ええ。

○山本委員

学校でそんな受付なんかできるわけないですよ。それはあんとこの町会、そんなことできないです。だから、そのために第一次避難所があって、そこでするわけですから。だから、それはちょっと皆さんにもう一度考えて見直す必要があると思いますね。

○田中委員

ありがとうございます。

○宮崎委員

そういうのでね、やったらできるようになりましたけどね。

それとね、もう一つこの区政会議の未来というのね、すごいことですやん、未来って大きい、夢ですよ。それで今いろんな題がありましたけど、そうじゃなくてね、この生野区の生野地域の未来をね、もうちょっとね、輝く、開けるようなことのできるようなことをね、何か提案してね、一番みんな言うね、地下鉄があったらええと、鶴橋の地域を高速、再開発したらいいとか、それはあるけど、そんなものは何百億も何千億もかかることやから、できへんからね。

それで、生野区の未来って、寝ながら考えていた、生野区の未来、やるんやったらね、僕文化とかね、今言う芸術とかね、それでスポーツとか音楽とかね、それでこどもの遊びとかね、そういうことで何かを発信していくようなことぐらい、ことぐらいつて言ったらおかしいけど、そのようなことを生野区のこの区政会議でやってね、何か具体化していったらね、生野区が多少光るといふかね、マスメディアにも取り上げられたり、光ってくるんじゃないか。そやからできる範囲のことね。

そやから、この間寝ながら考えていたんやけどね、生野区役所にね、今度9校区終わるんですわね、予定どおり行けばね。そやから御幸森のピアノを区役所へ持ってきて、バンと置いて、それで鶴橋のピアノ、鶴橋の駅のほうへ持っていってもろて、それで桃谷の駅、9ターミナルのないぐらいやからね、それ9つもグランドピアノあくからね、そういうことやったら、僕らが提案して区役所と話し合うたら多分聞いてくれるんやないかと思うんやけどね、その聞いてくれる範囲でね、それで小さいこどもが喜ぶようなカーニバル的なことを生野区でほかの祭りのような小さいね、できて、それでなおかつ光るようなことをね、何か小さいことでもええから、1つ1つやっていったほうがね、できたらなと思うんですわ、この未来という言葉にあらしてね。ものすごくそれ考えていたんですけどね。

○田中委員

いかがでしょうか、そののところ、伊藤さん、お願いします。

○伊藤（千）副部長

伊藤です。よろしく申し上げます。今宮崎さんからお話あったように、やっぱりそういう文化芸術とか、あいてくる学校の活用とかは、すごく皆さん関心があることやろなとは思いますが。

ちょうどその配付資料の中に、IKUNOみんなの学校というこのチラシが入っ

ているかなと思うんですけども、元鶴橋中学校を使わせていただいて、IKUNOみんなの学校というのをこれまで2回開催させていただきました。その2回は私もスタッフとしてかかわらせていただいていたんですけど、3回目はこの一番上のところに生野区シティプロモーションオープン会議と書いていると思うんですけども、多分ここでそういう、こんなことしたらええん違うか、こんなことしてほしいなという意見をどんどん言ってほしいという会を考えていると思います。

ちょっとこの3回目のスタッフに私入っていないので、今詳細はお伝えできないんですけども、多分これからの生野区をおもしろくしていこうという話がきっと出ることになると思うので、ぜひそちらのほうに宮崎さんも参加いただけたらいいんじゃないかなと、今お話を伺いながらすごく思いました。

○田中委員

ありがとうございます。未来というのは、結構何年先なのか、例えば30年先なのか10年、行政計画では大体10年、基本計画とかは10年先とかの未来ということなんですが、30年先の未来、50年先の未来、企業が描く未来、住民の方が描く未来、いろいろあると思うんですけど、宮崎委員は、何年先の未来。

○宮崎委員

そんなんじゃないくてね、もっと身近にね。

○田中委員

もっと身近に。

○宮崎委員

やったらできることね、やったことが何年か後では開くか知らんけど、行動そのものはね、もう即できるようなことをね、未来っていうかね。まして今このみんなの学校じゃないけどやね、生野区は今再編時期に来ていますからね、大きな波ですよ、これはね、もう。

悪くなれば生野区流れてしまいますわ、もう学校9校も閉めたらね、だからよっぽどこれうまく取り入れたらこうなるけど、下手したら生野区なくなってしまうですよ、9校学校潰されたらね、もう真っ暗ですよ。だからそれをあまりお金をかけんと、こうある程度光り輝くようなことをやっていくのはね。それではっきり言うて僕も75でしょう。そんなんじゃないくて、20代、30代の人意見を取り入れてね、僕らがそれをただ応援すると、後ろから見ているか応援するか程度でね、僕らはだめですわ。もう何年かしたら死ぬんやもん。だから70、80絶対だめです。現役、本当に今の若い20、30、40ぐらいの人の意見で行動して波を起こしたらなと思うんやけどね。そういう人がどういう考え方、僕らがあまり考えんようなことを考えはると思うんですけどね。今の何か、この間僕が言っているんやけど、タピオカってジュースありますや、あんなのでも、今生野区のコリアンタウン、あれでもうすごいことになっていますわね。僕らまだ飲んだことないものね。そやからね、やっぱり時代のスピードというか、ついていける若い人のあれでないかね、未来はね。

○田中委員

ありがとうございます。宮崎委員、すごい心丈夫というか、ご意見というか、僕らはサポートする側に回るといふ。

○宮崎委員

そうそう、それで言うんです。

○田中委員

すごい意見をいただきまして、20代、30代、40代の方を巻き込みながら学校再編という波の中で、近い生野区の未来を考えていくということをご指摘されたと思うんですけど、すごいことなんですけど。

○伊藤（千）副部長

14ページのほうに生野区プレイスメイキング事業というものが載っていると思うんですけども、それにも絡めて何かいろいろ動きがあるのかなというのがちらちら聞いているんですが、生野区さんのほうからお知らせいただける範囲で教えていただけたらと思います。

○中村地域まちづくり課長

プレイスメイキング事業というのは、区政会議でも説明させていただきましたけれども、一応木材、日本の国産木材を使うということなんですけれども、それを使っていますや机をつくって、それをいろんな場所へ並べたり置いたりすることで、そこに1つのにぎやかさと言いますかね、そういったものをつくるという、大ざっぱに言うとそういう事業になってきます。

例えば、何も無い公園とか何も無い広場にこの机やいすを置いて、屋台とかもつくっていますので、それを置くことによって、そこに誰か人が集まってくる、そして人が座りたいような、そのテーブルに何か物を置いて何か飲みたい、話をしたいとか、そういうふうなものをつくらうとしています。

これを一応今年度中につくるとなっているんですけども、それを今回イベント的には、今のところ予定としては、まだプレスしているかな。

○山口区長

まだしていない。

○中村地域まちづくり課長

ちょっとまだ言うのはあれなんですけど、またイベントのときにこの机といす、でき上がったものを置いて、そこで何か、例えばどこか食べ物を持ってきてもいいし、単純に座ってワイワイ話すだけでも全然イメージが違うなというふうなことを考えていますので、これも何かこんなことしか申し上げられませんけども、また具体的に固まりましたら、ちゃんと広報に書かせていただきますので、またその時点でプレス発表もしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤副部長

ありがとうございます。ちょっと全体会でお話あったことをちょっと把握できていまして、すみません、ありがとうございます。

○田中委員

そろそろ21時前になってしまいまして、すごいお話、いろんなお話が出たので、あつと言う間に時間が過ぎてしまいました。ほかに何か、これだけは言っておきたいという話はないですかね。

○山本委員

あるんですけど、次回にしますわ。

○田中委員

わかりました。また次回ということで、お楽しみをとっておいていただきたいと思います。

では、ないようでしたら、意見交換会をこれで終了させていただきますので、部会長にお返しします。

○服部部会長

ありがとうございます。どうもお疲れさんでございました。防災の意見から、いろんな会館の意見いただきまして、私も何も知らないことを言っていたら、勉強になるなと思って、こういうことをせないかな、ああいうこともせないかなと思うんですけども、なかなかできない。1つ1つやらせてもらいたいなと、ありがとうございます。

田中委員、ありがとうございます。事務局からの連絡事項がございましたら、よろしくをお願いします。

○橋本企画総務課長

委員の皆様、お疲れさまでございました。本日いただきましたご意見につきましては、3月に開催を予定いたしております全体会で部会としてご報告をいただくことで他の部会の委員の皆様にも共有をしていただきたいと考えております。報告内容につきましては、事務局でひとまず整理をさせていただきますので、部会長、学識委員と調整をさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。事務局からの報告は以上でございます。

○服部部会長

それでは、本日の会議を踏まえまして、山口区長のほうから一言よろしくをお願いいたします。

○山口区長

皆様、ありがとうございます。本当にさまざまな意見をいただきました。私のほうからも1つ、ちょっと参考になるかと思うんですけども、隠岐の島というところに海士町というまちがありまして、インターネットで海士町で総合計画、総合振興計画というのを検索しますと冊子が出てくるんです。インターネットで全部読めるんです。そこはまちの人たちがみんなで、多世代でみんなで自分たちがまちの未来に何ができるかどこをわあわあ言っつつくったもので、1人でできること、例えば地域、地元のお店でご飯を食べる、チェーン店じゃなくて、チェーン店だとどうしてもお金がその本部のあるところへ持っていかれてしまいますので、地域の喫茶店で食べるとか、ゆっくり歩くとか、人と話すとか、1人でできること、あと10人でできること、何かちょっと集まって、小さい何か立ち飲みのイベントをやるとか。あと100人でできることというようなことで、これは行政とかが一緒にやらないとできないこと、そういったことがいっぱい書いてあります。

こういった今いろんなレベル感の話ですね、行政じゃないとできない、それはもう私もまた大阪市にも伝え、そして国レベルの話も出ていましたので、法律どうしていくのやみたいな話とかも私たちもしっかり意見を届ける役目だと思っています

ので、またやっていきます。

また、今言っていたみたい、若い人を応援するとか、1人、またこの数人でできることをどんどんみんながやっていけたら、一個ずつやっていけたら、またまちはかわっていくだろうなというふうに思っています。

2月15日のこのみんなの学校の中のシティプロモーションオープン会議というところでは、そういった話もまたありますので、意見を言ったりとか、若い人たちも来てもらおうと思っていますので、またぜひ参加していただければなと思っています。

あと区役所としても、今度区内の高校生、あまり集まったことないんですけども、区内には勝山高校、桃谷高校、大阪偕星、金光藤蔭、プール学院、それから生野工業、あとO I Cといって大阪コンピューター専修高等学校というところと生野特別支援学校の高等部というのがあるんですけども、これらの先生にちょっと集まっていたいて、まずはちょっと福祉的な話、中退問題について話をするのがメインなんですけども、そのときにまちに出てかかわりたい、生野のまち盛り上げたいという高校生に呼びかけてもらうための案内をしようと思っています。

さっき言っていたみたい、未来ですね、背負っていく若い人たちの感覚というのを何とかまちに取り入れられたらなと思っていますので、今日もいただいたご意見、また参考しながら進めていきたいと思えます。本当にありがとうございました。

○服部部会長

どうもありがとうございました。区政会議は生野区の将来について、区民同士が率直に情報交換をしたり、意見を語り合える場です。また、3月には第3回全体会議の開催が予定されておりますので、今後も活発なご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、これにて本日のまちの未来部会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。